

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、30万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成9年9月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年5月1日から同年6月30日まで
② 平成9年6月30日から同年9月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が15万円に引き下げられていること、及び同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成9年6月30日となっており、申立期間②が被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、当時、A社B工場（C国）において、製造部長として勤務していたが、事業主からは、同社が平成9年6月30日で厚生年金保険の加入をやめる旨の説明は無かった。

申立期間①及び②当時の給与明細書等は所持していないが、私は、平成9年8月31日までA社に勤務し、給与は、退職時まで毎月30万円が支給されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間①の標準報酬月額の記録を30万円に訂正し、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、同社が厚生

年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成9年6月30日）の後の平成9年7月8日付けの随時改定により、同年5月1日に遡って標準報酬月額が15万円に引き下げられたことがオンライン記録から確認できる。

また、A社を管轄するD年金事務所が保管する不納欠損整理簿から、同社が平成8年度に社会保険料を滞納していたことが確認できるところ、同社の元事業主は、「当時は、経営不振で資金繰りに苦労しており、滞納保険料について社会保険事務所に相談した。」旨回答している。

さらに、当該期間において、A社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員17人（申立人を除く）についても、申立人と同様に、平成9年7月8日付けの随時改定により、遡って標準報酬月額が引き下げられていることがオンライン記録から確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成9年7月8日付けで行われた標準報酬月額の随時改定は事実即したものと認められ、同年5月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、A社の元事業主の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が、当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る処理は、上記の標準報酬月額の引下げに係る処理と同日（平成9年7月8日）に行われていることがオンライン記録から確認できる上、同社において厚生年金保険の被保険者であった上記の元従業員17人についても、申立人と同様に、資格喪失に係る処理と標準報酬月額の引下げに係る処理とが同日（平成9年7月8日）に行われていることが確認できる。

一方、A社は、上記のとおり、平成9年6月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿、雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の証言から、同社は、同日以降も法人として存続し、従業員を雇用しながら事業を継続していたことが確認できることから、同日以降も厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

さらに、上記元従業員17人のうちの複数の者は、「当時、D社会保険事務所（当時）の職員から、従業員に対して直接、『A社は経営状態が苦しく社会保険料を納めていないため、厚生年金保険の加入をやめるから、国民年金に切り替えてほしい。』旨の説明があった。」と証言しており、同社の元事業主も、「そのような事実があった。」と回答しているところ、複数の元従業員が、平成9年8月下旬に国民年金に加入していることから、

上記被保険者資格喪失に係る処理日以降においても、社会保険事務所は、同社の従業員が厚生年金保険の強制被保険者であったと認識していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年6月30日にA社における資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年9月1日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人のA社に係る平成9年5月のオンライン記録、及び申立人が所持する雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額の記録から30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を4万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、5万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額4万9,000円に基づく保険料を控除されている

ことが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については4万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保険料納付の時効期間を経過した後に届け出たことから、年金額に反映されない記録となっている。

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録が年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が保管する賞与支払明細書(控)から、申立人に対して、23万円の賞与が支給されていることが確認できる一方で、厚生年金保険料控除額については、標準賞与額21万4,000円に基づく保険料を控除されている

ことが確認できることから、申立人の申立期間の標準賞与額については21万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た 32 万円であると認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低額の 17 万円になっている。

平成 17 年 7 月にケガをしたため、同年 9 月分の給料は少なかったが、所持する給与支給明細書により、同年 10 月から 18 年 8 月までの給与額は 20 万円から 23 万円で、17 年 10 月から 18 年 6 月までの厚生年金保険料控除額は、それ以前の期間と同額となっていることが分かるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、32 万円と記録されていたところ、平成 18 年 5 月 30 日付けで 17 年 12 月 1 日に遡って随時改定が行われ、17 万円に引き下げられたことが確認できる。

上記随時改定に際し、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の「算定対象月の報酬支払基礎日数」欄には、平成 17 年 9 月が 30 日、同年 10 月が 31 日、同年 11 月が 30 日と記載されているが、同社が保管する申立人の同年 9 月分給与支給明細書（控）には、「欠勤 17 日」と記載されていることが確認できる。

このことから、平成 17 年 9 月の実際の報酬支払基礎日数は、9 月の日数から「欠勤」を控除した 13 日であり、随時改定の届出を行う場合の当時の要件の一つであった「固定的賃金の変動した月以後、継続した 3 か月における報酬の支払われたすべての月の支払基礎日数がそれぞれ 20 日以上あるとき」を

満たしていないことから、上記随時改定に係る届出は不要であったことになる。

また、上記月額変更届は、平成 18 年 5 月 26 日に A 社から B 社会保険事務所（当時）に提出され、同年 5 月 30 日に随時改定の処理が行われているが、日本年金機構 C 事務センターでは、「再度確認したところ、正しい届出ではないと考える。B 社会保険事務所は、当該月額変更届の添付資料として、給与支給明細書（控）の提出を受けていたにもかかわらず、届出の基礎日数で判断したことにより、誤った決定を行った可能性がある。このような場合、一般的に事業主に非該当として書類を返戻する。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成 17 年 12 月 1 日付けの随時改定は有効な処理であったとは認められないことから、申立人の申立期間における標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から45年3月まで

私は、20歳になった時にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、集落の集金担当者に国民年金保険料を納付していた。

昭和42年10月にC市に転居してからは、両親に依頼して保険料を納付した。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年8月20日に払い出されたことが確認できること、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である。

また、昭和42年10月以降の保険料を納付してくれたとする両親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いなど、申立人及び申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年1月1日まで

社会保険事務所(当時)で自分の年金記録を照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和30年4月1日から32年2月18日までの期間、A県B市に所在するC社で製品の技術者として勤務したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和30年4月1日からC社に勤務していた。」と主張しているところ、C社の元従業員の証言から、勤務開始日は特定できないものの、申立人が申立期間中のいずれかの日から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和32年1月1日に被保険者資格を取得しており、申立人のほかにも、26人の被保険者が同日に資格取得していることが確認できるところ、このうち、照会することができた3人は、「入社日と厚生年金保険の加入日は一致していない。資格取得日の12か月ないし48か月前には入社していた。」旨証言している。

また、照会することができた上記3人のうちの1人は、「C社における勤務期間の途中から厚生年金保険に加入したが、加入前には給与から保険料を控除されていないと思う。」旨証言している。

さらに、申立人は、同僚として15人を挙げ、そのうちの14人については、「入社日は、私よりも前又は同時期であった。」としているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該14人のうちの3人は、申立人が勤務を開始したとする日よりも前に被保険者資格を取得した

ことが確認できる一方で、残りの11人のうちの6人の資格取得日は申立人と同日、1人については申立人より後の同年4月5日となっていることが確認でき、2人については当該名簿にその氏名を確認することができない。(なお、残りの2人については、同姓の被保険者が複数確認できるため、特定できない。)

加えて、申立人は、「私よりも短期間であるが、私の妹もC社に勤務していた。」としているが、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の妹の氏名を確認することができない。

これらのことから、申立期間当時、C社では、必ずしも採用と同時には、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。